

## ■第1ワーキンググループにおける検討項目(案)(平成24年2月9日、第3回第1ワーキンググループ「資料2」)に対する各省回答

(※)「規制・制度改革に関する閣議決定事項に係る実施状況調査の結果」を記載した項目は、原則として平成23年11月30日時点のもの。

整理番号	分類	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管府省	抽出元			所管府省回答欄(※)				
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容	措置の概要(対応策)
1	経済連携 日本再生	医療機器分野における「デバイスラグ」の解消	医療機器の承認プロセスを短縮するため、外国臨床試験データの受け入れを進め相互承認協定を拡大する等、国際基準との整合化を図ることが求められる。	ICTの発展により医療機器の技術革新スピードは速いが、承認に時間を要するため、欧米で使われている医療機器の半分程しか日本で導入されておらず、また医療機器メーカーは、日本市場のために古い機種を小ロットで生産しなければならないことから、グローバルに展開される市場のスケールメリットが得られず、医療機器の価格が欧米と比べて高い状況にある。  薬事承認基準の国際基準の有効活用、整合化による審査の効率化、有効化、グローバル対応が必要である。	薬事法	厚生労働省	●	●		医療機器の製造販売をしようとする者は、リスクの低い一定の品目を除き、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならないこととしています。	薬事法第14条	d 現行対応可能	V 通達等による手当てが不要	医療機器については、我が国のGCP基準又はそれに相当する外国の基準に適合し、当該データが科学的に受け入れ可能な場合には、海外で実施された臨床試験データを受け入れており(平成18年3月31日付け薬食機発第0331006号通知)、平成22年度には、臨床試験成績を用いて承認した医療機器のうち、半数以上が、外国の臨床試験成績のみを用いて承認されています(平成22年度医薬品医療機器総合機構業務報告)。
2	経済連携 日本再生	【国民の声提案】 医療機器法の制定	“医療機器法”として薬事法とは別の医療機器のもつ様々な特性に沿った合理的な制度を構築する必要がある。	現在の薬事法では、医療機器は医薬品を準用した法規制がなされている。医療機器は種類が多く、リスクの相違も大きい。開発の過程も大きく異なっており、常に医療現場からの意見に基づいて継続的に改良・改善が頻繁に行われる。  使用する医師等の手技の習熟度も安全性・有効性に係ってくる。薬事法の改正では問題が解決されない。	薬事法	厚生労働省		●		薬事法第2条は、第1項において列挙されているものを「医薬品」とした上で、第4項において「医療機器」を「人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等であって、政令で定めるもの」と定義し、人体に与えるリスクに対応したクラス分類制度を導入するなど、多種多様な医療機器の特性を考慮した医薬品とは異なる制度を設けております。	薬事法	d 現行対応可能	I 法律上の手当て又は予算要求が必要	薬事法は、「医薬品」と「医療機器」を明確に分けて定義し、両者は別個のものとして取り扱われています。 なお、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会における薬事法等制度改正についてのとりまとめ(平成24年1月24日公表)を受けて、医療機器業界の要請や実情把握を踏まえ、より良い制度となるよう引き続き議論を進めていきます。
		【大室委員提案】 医療機器法(仮称)の創設	人の用いる技術を提供する医療機器は、特定の生体機序に対する薬理作用を提供する医薬品とは著しく性格が異なる。薬害事件等の影響により薬事法は規制強化に終始している。医療機器は医薬品とは異なり、テクノロジーを提供する道具であり、薬事法の括りで医薬品と同一に扱うことは不合理である。	不良医薬品を取り締まることを主旨とする「薬事法」から医療機器の規制を分離し、医療機器の特性を十分に考慮した法体系(医療機器法)へ移行すべきである。  絶えざる技術革新によって医療現場の質的向上を支えていくべき医療機器を医薬品の法律で規制し続けることによって、医療イノベーションの推進に支障を与え、とくに、諸外国の規制システムとも著しい相違を生じる結果となっている。医療機器は、日本の得意とする「モノ作り」を活かせる分野であり、医療機器産業の活性化を成長戦略と位置づけ、中小企業を含めた多種多様な産業分野の活性化につなげるべきである。 その際、国際的なイコールフットイングの観点から、個別の医療機器に対する大臣承認の制度を廃止し、欧州のように民間の認証機関による適合性認証制度を導入すべきである。	薬事法第23条の2	厚生労働省		●						
3	経済連携 日本再生	医療機器等における「認証」制度の運用改善	医療機器等の製造販売会社の合併や分割、事業の移転等が発生した場合に、事業承継会社が、製造・販売する機器について改めて「認証」を取得する際に、旧会社が取得したものと同一認証番号を付与することで、事業承継会社が機器を修理・改善できるよう現行制度の運用を改正すべきである。	医療機器等の販売に際しては、高度管理医療機器、管理医療機器等の種類により、厚生労働大臣による「承認」あるいは、登録認証機関による「認証」のいずれかを取得する必要がある。製造販売会社の合併や分割、事業移転等が発生した場合、「承認」品目のみ承認取得者の地位が承継できるとされており必要な手続きが定められている。しかし、「認証」医療機器は承継手続がないため、販売権を受け取る企業で新たに認証を取得しなければならない。認証の再取得により、事業承継後の医療機器の販売製造は可能となるが次の問題が発生する。 ①旧認証で販売された医療機器については継承業者が存在しないことになるため、機器の不具合の修正や中古販売ができない。 ②認証番号が異なるため、同じ製品であっても旧認証で販売された医療機器については、オプションの追加や安全性の向上のための変更を行えない。 なお、2008年度、「医療機器等における「認証」品目の承継制度の導入」を要望したところ、現行制度で生じている不都合を取り除くよう対応を検討していくとの回答があり、その後、上記要望内容の運用改善措置が示されたものの実現されていない。改めて、早急に検討し、措置を講じるべきである。	薬事法第23条の2	厚生労働省	●	●		厚生労働大臣から製造販売の承認を受けた医療機器については、薬事法第14条の8の規定により、製造販売業者に相続、合併又は分割のあった場合、相続人等は承認取得者の地位を承継することができます。一方、薬事法第23条の2の規定により登録認証機関から認証を受けた品目については、承継に関する薬事法上の規定はありません。したがって、製造販売業者に相続、合併又は分割があった場合、認証品目について、再度、登録認証機関から認証を受ける必要があります。	薬事法第23条の2	b 検討	V 通達等による手当てが不要	登録認証機関が認証する指定管理医療機器等については、ご提案を踏まえ、市販後安全対策等にも留意しつつ、事実上、運用による認証の承継を可能とすることができるかどうかについて今後検討していきます。
4	経済連携	酒類の卸売業免許の要件緩和	【閣議決定規制改革の概要】 酒税の保全上問題を生じさせないことを前提として、地域資源(農産物等)を原料とした酒類の販売を行う事業者について、酒税やその営業方法等、一定の条件を満たす場合には卸売業免許取得に係る年間販売基準数量の弾力的な運用を行うことを検討し、結論を得る。  【閣議決定規制改革の概要】 酒類卸売業への新規参入に関するニーズを踏まえた上で、需給調整要件を緩和(免許枠の拡大、新たな免許区分の設定等)し、人的要件、場地的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税の保全上、問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的運用を講じることを検討し、結論を得る。 また、申請手続に関しても、免許枠に係る透明性の確保、提出書類の簡素化等を図ることを検討し、結論を得る。	酒税法10条10号、11号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	財務省	●			(規制・制度改革に関する閣議決定事項に係る実施状況調査の結果) 地域資源(農産物等)を原料とした酒類の販売を行う場合における卸売業免許取得に係る年間販売基準数量については、酒業界の現状を踏まえた上で、酒税の保全に与える影響等に留意しつつ、弾力化する方向で検討を行っているところであり、平成23年度中に結論を得る。  (規制・制度改革に関する閣議決定事項に係る実施状況調査の結果) 酒類卸売業免許については、新規参入に関するニーズや酒税の保全に与える影響等を把握するため、事業者や団体からのヒアリング等を実施中であり、その結果を踏まえつつ、需給調整要件については、免許枠の拡大や新たな免許区分の設定を念頭に、平成23年度中に結論を得るべく検討を行っているところ。また、申請手続に関しても、免許枠に係る透明性の確保、提出書類の簡素化等を図る方向で検討を行っているところであり、平成23年度中に結論を得る。					

整理番号	分類	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管府省	抽出元			所管府省回答欄(※)					
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容	措置の概要(対応策)	
5	経済連携	食品添加物の指定手続の簡素化・迅速化	<p>【閣議決定規制改革の概要】</p> <p>厚生労働省は国際汎用添加物45品目の内、いまだ食品健康影響評価の依頼を行っていない9品目の食品添加物について、早急に評価依頼資料を取りまとめ、食品安全委員会に正式に評価依頼を行う。食品安全委員会はこれを正式に受理し、審議を速やかに開始する。</p>	<p>食品衛生法</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>	●								<p>(規制・制度改革に関する閣議決定事項に係る実施状況調査の結果)</p> <p>国際汎用添加物45品目のうち、食品健康影響評価の依頼を行っていなかった9品目の食品添加物について、平成23年4月に評価依頼を行った。9品目のうち平成23年11月末までに評価資料の提出があった国際汎用添加物「カルミン」及び「イソプロバノール」については審議がなされている。残りの7品目については、厚生労働省は評価資料の提出に向け、食品安全委員会事務局と相談しつつ準備を進めているところである。</p>	
			<p>【閣議決定規制改革の概要】</p> <p>食品安全委員会は以下(1)、(2)の要件を満たす食品添加物の食品健康影響評価を行うに際しては、客観的かつ中立公正な評価による食品の安全性の確保を前提として、「JECFAの安全性評価が終了し、欧米諸国で長期間使用が認められているいわゆる国際汎用添加物(国際汎用香料を除く。）」については、最新の科学的知見も調査した上で、原則としてJECFA及び欧米諸国で行われた評価書に基づく評価(評価書評価)を行う。」という「添加物に関する食品健康影響評価指針(平成22年5月食品安全委員会策定)」に記載する考え方を徹底する。</p> <p>(1)国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲で安全性が確認されているもの (2)欧米で広く使用が認められており国際的必要性が高いもの</p>												<p>(規制・制度改革に関する閣議決定事項に係る実施状況調査の結果)</p> <p>平成23年11月末までに評価資料・補足資料の提出があった国際汎用添加物「サッカリンカルシウム」、「カルミン」、「リン酸一水素マグネシウム」及び「イソプロバノール」については、いずれも「添加物に関する食品健康影響評価指針(平成22年5月食品安全委員会策定)」に記載された考え方に沿って審議がなされているところであるが、平成23年度中に国際汎用添加物についての食品健康影響評価依頼をするために必要な資料に関するガイダンスの策定が終了次第、添加物専門調査会で改めて当該指針に記載する考え方を徹底する予定。</p>
			<p>【閣議決定規制改革の概要】</p> <p>食品安全委員会に正式な評価依頼をするために必要となる資料について、早期に食品安全委員会の評価プロセスに移行するためのより具体的なガイダンスを策定する。</p>												<p>(規制・制度改革に関する閣議決定事項に係る実施状況調査の結果)</p> <p>国際汎用添加物についての食品健康影響評価依頼をするために必要な資料に関するガイダンスについて、平成23年度中の策定に向けて、食品安全委員会事務局と厚生労働省との間で調整中。</p>
			<p>【閣議決定規制改革の概要】</p> <p>食品安全委員会事務局と厚生労働省の連携を強化するための具体策を策定する。</p>												<p>(規制・制度改革に関する閣議決定事項に係る実施状況調査の結果)</p> <p>平成23年度中に、国際汎用添加物に係る食品健康影響評価の進捗状況について課長級での情報共有・意見交換を行う場を設けることとしている。</p>
6	経済連携	自動車整備工場に対する建築基準法の用途地域ごとの面積制限の緩和	<p>【閣議決定規制改革の概要】</p> <p>当面の対応として、自動車整備工場の立地状況や市街地環境への影響、事業者等の要望等に係る実態調査を行い、その結果を踏まえ、必要な規模の自動車整備工場の立地を容易にする方向で検討し、所要の措置を講じる。</p>	<p>建築基準法第48条、別表第二</p>	<p>国土交通省</p>	●								<p>(規制・制度改革に関する閣議決定事項に係る実施状況調査の結果)</p> <p>自動車整備工場の立地状況や市街地環境への影響等について事業者へのヒアリング及び実測調査等を実施しているところ。それらの結果を踏まえ、必要な規模の自動車整備工場の立地を容易にする方向で検討し、所要の措置を講じる。</p>	
			<p>【閣議決定規制改革の概要】</p> <p>また、「建築法体系勉強会」における建築法体系全体の見直しの検討結果を踏まえた次期建築基準法改正過程において、上記と同様の方向で、本面積制限の在り方も含め検討を行い、結論を得る。</p>												<p>(規制・制度改革に関する閣議決定事項に係る実施状況調査の結果)</p> <p>「建築法体系勉強会」において、建築物の質の確保・向上に向け、建築基準法などの建築法体系全体の目指すべき基本的方向を整理しており、平成23年度中に予定されている取りまとめ結果を踏まえ、本面積制限の在り方も含め検討を開始する予定。</p>
7	復旧・復興	建築物の仮使用承認手続及び完了検査制度の見直し	<p>建築物の全ての工事が完了しないと完了検査申請はできないため、建物内の一部において工事未済の状態でも完了部分を使用する場合には、仮使用承認制度が適用されることとなる。しかし、貸ビルについては、一部未入居のまま使用を開始するケースも多く、仮使用承認手続が煩雑で通常1~3カ月を要するため、未入居部分に本来不要な暫定的な内装仕上げを施して完了検査を受けるといった無駄が発生しているケースも多い。</p> <p>そもそも、建築確認申請は民間の確認検査機関に開放されており、中間検査、完了検査を含めて実施できるが、仮使用承認手続については特定行政庁しか行うことができない。そのため、民間の確認検査機関が建築確認審査、中間検査、完了検査を行う建築物について、途中段階にあたる仮使用承認だけ特定行政庁が行わなければならないことは、審査の効率化、迅速化の面からみて不合理である。仮使用承認の検査内容は実質的に完了検査の内容と変わらず、民間の確認検査機関でも対応可能である。審査の結果が適合性に欠ける場合には仮使用承認をしなければよいのであって、特定行政庁のみがその主体となる必要はない。</p> <p>また、貸室の一部がスケルトン状態でも、完了検査が可能となるような「一部完了検査制度」を創設し、仮使用承認制度よりも手続の短縮化を図るべきである。この場合、残る未済部分については、順次、該当完了部分のみを対象として、「一部完了検査手続」を継続して適用する。</p> <p>本件については、「規制・制度改革に係る方針(2011年4月8日)」において、今年度内に検討・結論を得る旨の閣議決定が行われているが、民間の確認検査機関の活用なども含め迅速に措置すべきである。</p>	<p>建築基準法第7条の6 同施行令第13条、第13条の2 同施行規則第4条の16</p>	<p>国土交通省</p>	●	●					<p>仮使用承認手続の迅速化については、「規制・制度改革に係る方針(2011年4月8日)」に基づき、消防設備や避難経路等については全て工事が完了し、安全上、防火上及び避難上支障がないことが合理的に判断できる場合であって、テナント未入居部分のみが、壁や床などの内装工事を残し、工事完了している場合に係る仮使用承認手続の迅速化などについて検討を行い、平成23年度に結論を得ることとしています。</p> <p>なお、民間の確認検査機関に仮使用承認を行わせることについては、仮使用承認にあたっては、仮使用部分が一定の規定に適合していることの審査に加えて、工事中の建築物について想定される危険要因を具体的に検討し、工事に使用する火気、資材等の管理の方法、火災予防対策や災害発生時の対策等に関する防火管理に係る人員の体制等が適切に計画されていることを建築物の使用状況等を勘案して総合的な見地から個別に判断することが必要であるため、困難と考えています。</p> <p>また、「一部完了検査制度」の創設については、工事中の建築物を使用することにより災害発生の際の被害が拡大することが想定されるため、対応することは困難と考えています。</p>			
8	復旧・復興	容積消化済み物件・既存不適格物件の建替え支援	<p>容積を消化済み、もしくは既存不適格のマンションにおいては管理組合に建替えの意向があったとしても、事業資金が捻出出来ない、従前と同一規模の建物再建が困難なため、建替えが進まない要因となっている。</p> <p>東日本大震災を契機とし、また首都直下型地震に備える観点からも、老朽化した住宅の更新は喫緊の課題である。今後、急速に増加する老朽化したマンションの建替えを促進すべく、建替えの決議要件の緩和に加え、容積緩和等による事業性が確保されない限り、円滑な建替えは望めない。</p>	<p>建築基準法</p>	<p>国土交通省</p>			●				<p>建築基準法第52条により建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が用途地域ごとに定められています。</p>	<p>平成23年4月8日に「規制・制度改革に係る方針」の中で「老朽化建築物等の建替えに資する建築規制の緩和」が閣議決定されたことを踏まえ、容積率の既存不適格物件となっている老朽建築物の建替え方策の検討に向けて、大都市圏内の既存不適格物件について、実態把握のための調査を実施しているところです。</p>		



整理番号	分類	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管府省	抽出元			所管府省回答欄(※)					
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容	措置の概要(対応策)	
9	復旧・復興	区分所有法における決議要件の緩和	区分所有建物に係る管理組合総会の決議要件(特殊決議、特別決議、普通決議)について、頭数要件の緩和、特別決議や特殊決議における規約で別段の定めができる範囲の拡大、建物の主要用途毎の決議要件の設定(商業用・オフィス用について頭数要件を削除し、議決権要件のみとする等)、決議要件自体の緩和など見直しを図るべきである。	区分所有建物については、管理組合総会の決議要件は以下のとおりである。 ①普通決議(例:共用部分の軽微変更) 区分所有者及び議決権の各過半数の賛成。ただし、規約で別段の定めが可能 ②特別決議(例:共用部分の重大変更【例:大規模修繕】、規約の変更) 区分所有者及び議決権の各4分の3の賛成。原則、規約で別段の定めはできないが、「共用部分の重大変更」に限り、規約により、区分所有者の定数を過半数まで減ずることが可能 ③特殊決議(建替決議) 区分所有者及び議決権の各5分の4の賛成。規約で別段の定めはできない。 大都市、地方都市ともに、マンションなどの建物の老朽化が進むなか、建物の耐震性や耐火性が不足していたり、省エネ化やバリアフリー化に対応していないなど、住民の安全・安心の確保、良好な住環境や街並みの形成といった観点から大きな社会問題となっている。また、地球温暖化対策上、家庭部門からのCO2排出量の削減が急務であるが、省エネ性能の高い建築物への建替えは効果の大きい対策である。しかし、建替えのための合意形成の難しさなどにより思うように建替えが進んでいない。こうした老朽化した建築物の良質なストックへの建替えを推進していくため、区分所有法上の各種決議要件を緩和すべきである。	建物の区分所有等に関する法律第17条、第39条、第62条	法務省		●	●	①区分所有建物の共有部分につき形状または効用の著しい変更を伴わない変更を行う場合は、集会による普通決議(区分所有者及び議決権の各過半数)を要します(区分所有法第17条第1項、第18条第1項、第39条第1項)。②区分所有建物の共有部分につき形状または効用の著しい変更を伴う変更を行う場合は、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の集会の決議を要します。ただし、区分所有者の定数については、規約でその過半数まで減することができます(同法第17条第1項)。③規約の設定、変更又は廃止は、区分所有者および議決権の各4分の3以上の集会の決議を要します。④区分所有建物の建替えを行う場合には、区分所有者及び議決権の各5分の4以上の集会の決議を要します(同法第62条)。	建物の区分所有等に関する法律第17条、第18条、第31条、第39条、第62条	●	対応不可	1 法律上の手当て又は予算要求が必要	区分所有法は、区分所有者相互間の権利調整を図るため、集会の決議が個々の区分所有者に及ぼす影響を考慮して、決議の内容に応じて異なる決議要件を設けていますので、これを見直すことについては、区分所有者ごとに異なり得る多種多様な利害関係に配慮した慎重な検討が必要です。したがって、現時点において、提案事項について措置を講ずることは困難です。 なお、共用部分の変更については、従前、著しい費用を要する変更については4分の3の特別決議が必要とされてきましたが、平成14年の法改正によって、建物の形状又は効用を著しく変更しないものについては、費用の多少にかかわらず、集会の普通決議により行うことができることとされ、従前と比較して、普通決議で行うことのできる範囲を拡大する措置を講じています。
10	復旧・復興	区分所有法における団地の一括建て替え要件の緩和	区分所有法における一括建て替え決議の要件を、団地全体の区分所有者及び議決権のそれぞれ5分の4以上の賛成のみとし、各建物毎の区分所有者及び議決権のそれぞれ3分の2以上の要件を削除、または緩和(多くとも過半数)すべきである。	建物の区分所有等に関する法律により、団地区分所有者集会において、団地内建物の区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数により団地内建物の一括建て替えを決議することができる。但し、各団地内建物毎に区分所有者及び議決権の3分の2以上の賛成を得る必要がある。 複数の棟からなる住宅団地は、各棟の区分所有者数に差がある場合があり(例えばタワー棟と低層棟からなる一団地の場合)、仮に全体の団地管理組合の5分の4以上賛成が得られたとしても、区分所有者の少ない棟において、ごく少数の反対により、その棟の3分の2以上の賛成が得られず、全体としてわずかな数%の反対により、全体の80%の総意が翻ることとなり、今後増大すると予測される建替え事業の推進に多大な影響を及ぼす。 土地は原則として区分所有者の一筆共有であり、建物については区分毎に個別評価されることから、全体での賛成が要件を満たせば、個々の権利者の権利を保護していると考えられる。そのため建物別の区分所有者要件は撤廃すべきである。首都直下型地震が想定される中、老朽化した建築物の建替えは、防災上の観点からも喫緊の課題であり円滑な更新が望まれる。	区分所有法第70条	法務省		●	●	団地内の区分所有建物を一括建替えする場合には、①団地内の区分所有者及び議決権の各5分の4以上の団地集会における決議に加え、団地内の各区分所有建物ごとに区分所有者及び議決権の各3分の2以上が賛成している必要があります。	区分所有法第70条	●	対応不可	1 法律上の手当て又は予算要求が必要	団地内に複数の区分所有建物がある場合であっても、異なる建物の区分所有者間では、それぞれ他の建物について何らの権利も持っていないのが原則です。したがって、敷地の共有関係を媒介にした団体に過ぎない団地全体の多数者の意思をもって、建替えを望まない区分所有者が多数を占める建物について建替えを強制することは、当該区分所有者の区分所有権を制約するものであって、それが過度の制約となる場合には、財産権の保障という観点から憲法上の問題が生じかねず、提案事項について措置を講ずることは困難です。 なお、現行の団地一括建替え決議に係る規律を設けた平成14年改正当時においても、各棟に要求される決議要件を3分の2とすることについては、慎重な意見も出されていたところ です。
11	復旧・復興	借地借家法における正当事由制度の見直し	建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、建物の老朽化や耐震性の不足を理由とした建替えの必要性、区分所有法に定める建替え決議や法定再開発などの認定などを正当事由とすべきである。	借地借家法では、建物の普通賃貸借契約において、賃貸人が更新拒絶・解約申し入れの正当事由に含まれるのは、建物の使用を必要とする事情の他、利用状況、従前の経過、現況、財産給付である。明渡しに関して賃貸人・賃借人間で争いが生じた場合には、上記正当事由を総合的に考慮したうえで、裁判所等が判断しており、傾向としては賃借人に有利な判断が下される場合が多い。 例えば、賃貸人が建物の建替を予定する場合、その他に正当事由たりえる事由が無い場合には、明渡しが認められることは皆無に等しく、また、建物の老朽化を正当事由にする場合、相当の老朽化でなければ同様に明渡しは認められない。 良好な街づくりのためには、一定程度の建物等の更新が不可欠であるが、賃借人との明け渡し交渉の不調がそれを著しく阻害している。耐震性能の強化についても、明け渡し交渉の困難により不可能となることが多い。良好な街づくりや良好な建物ストック形成のためにも、借地借家法の改正が必要である。	借地借家法第6条、第28条	法務省		●	●	賃貸人が更新可能な借家契約について契約の終了を主張して賃借人に明渡しを求めるとは、賃貸人及び賃借人が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの条件として又は建物の明渡しと引換えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当事由があると認められることが必要とされています。	借地借家法第28条	●	b 検討	1 法律上の手当て又は予算要求が必要	借地借家法が、あらゆる借家契約に適用される一般法であり、借主保護も趣旨としていることを踏まえ、借主の利益が害されるおそれ等も考慮しつつ、慎重に検討する必要があると考えております。そのため、具体的なスケジュールを明示することは困難です。 なお、「傾向としては賃借人に有利な判断が下される場合が多い。」との記載は、何らの根拠もないと考えます。
12	復旧・復興	所有者不明農地の地権者同意要件の緩和	東日本大震災の被災地において、復興事業を円滑に進めるため、所有者等が明確でない農地を有効活用できるよう、地権者同意要件を緩和すべきである。	農地転用にあたっては、原則として、全ての土地の地権者(登記簿謄本上の所有権登記者)からの同意書が求められるが、東日本大震災の被災地では所有者や相続人の所在が不明な場合や、数十人もの共有名義の土地で一部の名義人の所在が不明な場合なども少なくなく、農地転用許可が極めて困難となっている。 「復興に当たっての土地利用調整手続の一元化のための特別措置の具体的な仕組みについて(骨格)」(2011年7月:農林水産省、国土交通省)では、「所有者の所在が不明な土地の取扱いについて特別な措置を検討する」とされているが、復興事業を早急かつ円滑に進めるため、検討を急ぐべきである。	農地法第5条第2項第3号	農林水産省		●	●	東日本大震災復興特別区域法(以下「復興特別区域法」という。)第46条第1項に規定する復興整備計画を同条第6項の規定に基づき公表した場合には、同法第50条第1項又は同条第3項に基づき、当該復興整備計画に記載された復興整備事業を実施するための農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可があったものとみなされます。	東日本大震災復興特別区域法第50条第1項又は第50条第3項	●	d 現行対応可能	v 通達等による手当てが必要	1 復興特別区域法に基づく復興整備事業においては、当該事業の実施に当たり必ずしも全ての土地の地権者からの同意を要することとしておらず、例えば、市町村が実施する土地区画整理事業については、地権者等の意向をできる限り反映しつつ、最終的には事業主体の判断のもとにより、農地転用、事業の実施を行うことが可能となるよう措置したところです。 2 さらに、復興特別区域法においては、所有者等の所在が不明な土地の確認については、不動産登記簿、戸籍謄本、住民票、避難所に関する情報、近隣住民から収集した情報等に基づき行うこととしており、また、復興特区制度を活用して復興まちづくりを進める協議会に被災農業者等の関係者を加えることができるなど住民の意見を反映させるよう措置したところです。

整理番号	分類	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管府省	抽出元			所管府省回答欄(※)				
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容	措置の概要(対応策)
13	復旧・復興	緊急自動車の指定範囲の拡大	<p>医療用ガスを緊急輸送する際、緊急自動車の指定を受けられる様に、「道路交通法施行令第13条」を緩和すべきである。</p> <p>現行の緊急車両の指定は、輸血に用いる血液製剤、移植に供する臓器等を輸送する場合と規定されており、医薬品である医療用ガスの緊急輸送は、指定の適用外となっている。</p> <p>しかし、医療用ガスも、血液製剤等と同様に、人命に大きな影響を及ぼしかねないものであり、緊急自動車の指定が受けられる様に、施行令を緩和すべしである。</p>	<p>東日本大震災直後の緊急対策として、厚生労働省医政局経済課の要請の元に、警察庁交通局交通規制課から「平成23年東北地方太平洋沖地震に対して医薬品、医療機器等を輸送する車両に対する緊急通行車両確認該章の交付について」が発令された。これを受けて、被災地における緊急対応は迅速に行うことができた。</p> <p>しかし、被災地以外の停電地域においては、この緊急通行車両確認該章は効力が無く、医療施設や在宅患者の緊急対応は、非常に厳しい状況を余儀なくされた。また、平時においても、医療施設から、医療ガスの緊急手配、医療ガス供給設備の不具合等、緊急要請がある。更に、「在宅酸素療法及び在宅人工呼吸器療法」の患者様においても、緊急に対応しなければならない事例が多々ある。</p> <p>医療用ガスは、供給停止が人命に関わる緊急物資であり、加えて、医療ガスは高圧ガスであるため、その輸送においても、自動車は「高圧ガス保安法」に規定をされた設備が必要とされ、輸送する要員も資格、知識を有する者が就かなければならず、一般の物品輸送とは異なり、緊急時における代用の手当ては困難である。</p> <p>ついで、医療ガスの輸送についても、緊急時に素早く対応するため、緊急自動車の対象となる様、施行令の緩和をお願いしたい。</p>	道路交通法第39条-道路交通法施行令第13条	警察庁				<p>道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項各号に規定する自動車について、各都道府県公安委員会が、緊急自動車として届出を受け、又は指定を行っています。</p>	<p>道路交通法第39条 道路交通法施行令第13条</p>	○対応不可	-	<p>緊急自動車については、その台数が過度に拡大することになれば、他の緊急自動車の通行を含む交通における大きな障害を生じさせかねないことから、用務の緊急性と道路交通における渋滞・危険の防止との均衡を考慮して、その対象となる緊急の用務が定められています。</p> <p>医療用資機材の運搬については、輸血用血液製剤や移植用臓器の運搬が緊急の用務とされる一方で、その他の医薬品等の運搬については緊急の用務とされていませんが、これは、輸血用血液製剤や移植用臓器については、その性質上、希少かつ貯蔵が困難なものであるためです。</p> <p>医療用ガスについては、施設や在宅での医療に欠かせない重要な医療用資機材ではありますが、提案者からの説明によれば、JIS規格でも貯蔵量の基準が示されるなど一定期間の貯蔵が可能であり、輸血用血液製剤や移植用臓器のような希少性はないとのことであるため、輸血用血液製剤や移植用臓器と同様に緊急の用務とする必要性が示されていない現時点において、医療用ガスの運搬車両を緊急自動車とすることは困難です。</p> <p>なお、医療用ガスの緊急使用が必要な個別の患者について、救急用自動車等により対応することは可能です。</p>
14	復旧・復興	国内輸送におけるISO規格大型海上コンテナの活用(集積トレーラの通行許可に付される国際貨物限定条件の撤廃)	<p>通達「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱について(以下、橋梁照査要領)」の国際貨物限定条件を削除し、国際貨物積載時と国内貨物積載時の特殊車両通行許可制度の基準を統一すべきである。</p> <p>これにより、一般産業物資の国内輸送にISO規格大型海上コンテナ(20FT/40FTコンテナ)と内航船輸送網が活用可能となり、物資の大量輸送インフラを整える事ができる。</p>	<p>国内各港には、橋梁照査要領に基づき道路通行が許可された海上コンテナ用セミトレーラが多数配備されているが、上記通達により積荷が国際貨物に限定される。この為、当該車両を一般産業物資等の国内輸送に活用する場合には、同一車両、同一経路であっても、通達「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱について」等に基づく再申請が必要となり、かつ、審査基準が異なる為、積荷を5~20%程度減減する必要がある。</p> <p>今後、海外から東日本地域への一般産業物資、復興物資等の供給が見込まれるが、国内産品よりも海外産品の方が、ISO規格大型海上コンテナを活用した低コストでの大量海上輸送が可能であり、国内産業の復興に不利な競争条件となっている。国交省道路局の資料では、車両軸重が増し、道路への悪影響が増す(舗装:軸重4乗比例/橋梁:軸重12乗比例)とあるが、幹線部分を海上輸送する前提に立てば、むしろ道路影響総量は大幅低減できる。</p> <p>本件は、規制・制度改革に係る方針(平成23年4月8日閣議決定)において、平成23年度に調査を開始することとなっているが、国内貨物積載時の特殊車両通行許可制度の基準を統一する方向で早期に結論を得て措置すべきである。</p>	道路法第47条、第47条の2、車両制限令第3条、海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱について(平成10年3月31日付通達)、バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱について(平成6年9月8日付通達)	国土交通省				<p>道路は一定の規格(寸法及び重量)の車両が安全・円滑に通行できるよう、道路構造令に基づいて設計されており、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため道路との関係において車両制限令で定める車両の諸元の最高限度を超える車両は原則通行禁止としています。道路管理者は、車両の構造又は積載する貨物が特殊でありやむを得ないと認めるときは、車両を通行させようとする者の申請に基づいて、必要な条件を附して、車両制限令で定める車両の諸元の最高限度を超える車両の通行を許可することができます。</p>	<p>道路法第47条、第47条の2、車両制限令第3条、海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱について(平成10年3月31日建設省道交発第22号)</p>	b検討	-	<p>我が国の道路は軸重10トンを前提に設計されており、このため、通行にあたっては許可を必要とするものを含め、軸重10トンを上限値としています。国際海上コンテナは、通関条約(※)により封印されているため、積荷を分割することが困難である特殊な貨物であります。2軸トラックを用いたその輸送では、当該国際海上コンテナの重量によっては、例えば国際標準化機関により規格化された40tコンテナ最大総重量での輸送の場合、軸重が10tを超えてしまうことがありうることから、例外的にエアサスペンション付であることを条件として駆動軸のみ軸重11.5トンまで認めているところです。国際貨物限定条件を緩和し、国内貨物運送においても同一条件で通行許可することについては、大型車両の通行実態や軸重緩和による道路構造への影響分析、違反状況調査等を実施しており、その結果をもとに必要な検討を行い、平成24年度中に結論を得ることを目標としています。</p> <p>※国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)</p>
15	復旧・復興	45フィートコンテナ等大型貨物輸送許可制度の創設	<p>45フィートコンテナをはじめとした、大型貨物の一般公道における陸上輸送が可能となるように包括的な許可制度を創設すべきである。</p>	<p>わが国では例えば海上コンテナ輸送用トレーラの連結長が16.5mに規制されている為、連結長が17.3mになる45フィートコンテナは原則として一般公道を通行できず、国内では45フィートコンテナも利用できない為、輸送業の国際競争力が損なわれている。又、40フィート背高コンテナや大型貨物の通行できる範囲が制限されている。</p> <p>国際化の流れに合わせて45フィートコンテナや大型貨物の国内陸上輸送を可能とすることで、物流の効率化やコスト削減、CO2削減を達成できるため、国内における45フィートコンテナ等の通行が可能となるような包括的な許可制度を創設すべきである。</p> <p>なお、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)において、平成23年度に、45フィートコンテナ運送の全国展開に向けて構造改革特別区域における安全面等の検証を開始することとしているが、早期に検証を行い結論を得るべきである。</p>	道路法第47条、車両制限令	国土交通省				<p>(規制・制度改革に関する閣議決定事項に係る実施状況調査の結果(「45フィートコンテナ運送に係る環境整備」に係る実施状況))</p> <p>構造改革特別区域「みやぎ45フィートコンテナ物流特区」においては、特区における特例措置により通行する45フィートコンテナ用車両が平成23年9月5日より実走行を開始した。国土交通省においては、当該車両の通行の安全面等の検証を実施する。構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会においては、平成25年度に特区における特例措置の在り方について評価する予定。</p>				
16	日本再生	信託による公共施設の建設等を可能とするための地方自治法の見直し	<p>1986年(昭和61年)に発出された自治事務次官通知では、地方公共団体が「公用・公共施設の建設等を主目的として信託を行うことを禁止している。民間ノウハウを活用して行財政改革を行う取り組みを進めるためにも、公共施設の建設等を主目的として信託を行うことを可能とすべきである。</p>	<p>地方自治法は、地方公共団体が民間のノウハウを活かして普通財産を有効に活用できるようにするため、土地を信託することを認めている。実際、土地信託に当たっては、信託銀行がそのノウハウを活かして、土地の有効利用の企画立案から工事の発注、建物の維持・管理を行っている。具体的には、民間施設あるいは官民複合施設が建設され、その管理・運用の成果を信託配当として委託者兼受益者である地方公共団体に交付しており、行財政コストの削減や行政サービスの向上に貢献している。</p> <p>しかしながら、1986年に発出された自治事務次官通知では、「公用・公共施設の建設等は、本来、普通地方公共団体の責任と負担において行われるべきものであることにかんがみ」、これを主たる目的とする信託を行ってはならないとしている。</p> <p>同通知は1986年に発出されたままとなっているが、この間、民間の創意工夫を活かして行財政改革を進めるため、PFIや市場化テストなどの制度が誕生しており、公用・公共施設の建設等は地方公共団体によって直接的に行われるべきものとはならなくなっている。このため、地方自治法における信託制度も、時代の要請に合わせてもとのすることが必要である。</p> <p>なお、震災復興に当たっては、民間ノウハウの活用という点で信託制度を活用することが可能であり、本規制の速やかな見直しが期待される。</p>	地方自治法第238条の5 昭和61年5月30日付け自治行第61号(自治事務次官通知)	総務省				<p>地方自治法(財産の管理及び処分) 第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。 2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けしてはならない。 3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決による場合又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。</p>	<p>地方自治法第237条第3項 昭和61年5月30日付け自治行第61号(自治事務次官通知)</p>	fその他	-	<p>ご提案の昭和61年5月30日付け自治行第61号(自治事務次官通知)は、公有地信託制度創設のための改正法案が議員立法により提出された際に、参議院地方行政委員会(当時)において「地方公共団体の公用、公共用施設の建設等は、地方公共団体の本来の責任と負担において行われるべきものであることにかんがみ、これを主たる目的として信託が行われることのないよう十分に留意すること」とする附帯決議が行われたことを踏まえ、当時の改正法の施行通知としてこの旨を地方公共団体に周知した経緯があります。</p> <p>総務省としては、国会の附帯決議の趣旨を尊重することが重要であると考えておりますが、一般社団法人信託協会の提案や被災地の地方公共団体からの具体的な要望等を引き続き伺っていく所存です。</p>



整理番号	分類	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管府省	抽出元			所管府省回答欄(※)				
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容	措置の概要(対応策)
17	日本再生	【山田委員提案】 行政情報の有効な利活用のための情報連携基盤の構築	<p>現在、行政が保有する情報を連携する基盤がないため、国民(住民)・行政・民間企業に以下のような多大なコスト・時間・労力が発生している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号制度(国民ID)導入に関しても同様に、情報連携基盤について検討されているが、特に、金融機関等の国民生活に密接に関わる準公的な性格をおびる機関については積極的に情報の連携を認めるべきである。</li> <li>また、上記に関連し、取得情報の電子化を推進することが不可欠であり、その際、公的要件として書面が求められる申請類についても、一定の技術的要件を具備することにより、その真正性が担保されれば、公的文書として取り扱うことも可能と考える。</li> </ul>	<p>【概要】 国民の利便性の向上、行政および民間企業のサービスの向上や事務効率化、コスト削減を図る観点から、行政が保有する国民の情報(例えば住民基本台帳)および各種申請について本人からの要請や事前の同意等に基づき、電子化を推進すると同時に民間による有効な利活用を推進するなど、官民で情報を連携するための基盤を構築すべきである。</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、行政が保有する情報を連携する基盤がないため、国民(住民)・行政・民間企業に以下のような多大なコスト・時間・労力が発生している。</li> <li>番号制度(国民ID)導入に関しても同様に、情報連携基盤について検討されているが、特に、金融機関等の国民生活に密接に関わる準公的な性格をおびる機関については積極的に情報の連携を認めるべきである。</li> <li>また、上記に関連し、取得情報の電子化を推進することが不可欠であり、その際、公的要件として書面が求められる申請類についても、一定の技術的要件を具備することにより、その真正性が担保されれば、公的文書として取り扱うことも可能と考える。</li> <li>官民で国民情報を連携するための基盤そのものを構築することにより、初期的には相応のシステム構築コストが掛かると想定されるが、官公庁における類似システムの改廃による保守・運用費削減、および民間において、制度対応に振り向けられたIT投資を事業支援システムへの再投資に振り向けることによる、企業の生産性向上等の効果が想定される。</li> <li>また、本件については個人のプライバシーや官による国民の監視等懸念とのバランスにおいて国民世論に配慮した取組みが為されるべきであるが、本人認証を必要とする官民機関での諸手続(例:自治体における住所変更、金融機関における本人確認)簡素化等、国民の受益が相応に想定されるため、適切な制度設計と各種法制整備における審議過程を経た上であれば、十分制度として容認される世論形成が可能と考える。</li> </ul>	国民情報の利活用—(関連規制は特段無い認識) 各種申請の電子化—各行政手続を規定する諸法令	内閣官房 総務省								
		【「国民の声」提案】 行政情報の有効な利活用のための情報連携基盤の構築	<p>国民の利便性の向上、行政および民間企業のサービスの向上や事務効率化、コスト削減を図る観点から、行政が保有する国民の情報(例えば住民基本台帳)について本人からの要請や事前の同意等により、民間による有効な利活用を推進するなど、官民で情報を連携するための基盤を構築すべきである。</p>	<p>現在、行政が保有する情報を連携する基盤がないため、国民(住民)・行政・民間企業に以下のような多大なコスト・時間・労力が発生している。</p> <p>例えば、生命保険会社に関する事務については以下の通り。 ①被災者に対する確実な保障の提供にあたり、被災者の死亡事実を確認し、正当な請求権者を特定する必要がある。生命保険会社が行政情報を確認し、正確な情報を迅速に把握することが可能となれば、保険会社から被災者に対する請求勧奨を行うことが可能となる。 ②迅速かつ確実な保険金等の支払にあたり、年金においては顧客が市区町村長証明印を受けた現況届を書面にて生命保険会社に毎年提出する必要があるが、高齢の年金受取人にとっては移動や郵送等の負荷がかかる。 ③契約期間が長期にわたる生命保険においては、顧客が転居や改姓等の変更届出を提出する必要があるが、届出がないために顧客の重要な連絡・案内等が送付された場合、顧客の属性情報の把握に多大な努力・時間がかかり、タイムリーな情報提供が困難となる。</p> <p>番号制度導入に関しても同様に、情報連携基盤について検討されているが、特に、金融機関等の国民生活に密接に関わる準公的な性格をおびる機関については積極的に情報の連携を認めるべきである。</p>		内閣官房					●			<p>1 法律上の手当て又は予算要求が必要</p> <p>情報連携をするための基盤については、現在社会保障・税一体改革の中で導入が検討されている社会保障・税番号制度と国民ID制度と共通する事項であり、両制度において一体的に検討を進めていく必要があるとされています。</p> <p>社会保障税・番号制度においては、まずは社会保障・税分野を中心として行政機関等間での情報連携を行うこととしており、制度開始当初からの官民連携については想定しておりませんが、「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日)において、番号制度の将来的な活用として、将来的に「国民が自らの意思で同意した場合に限定」した民間のサービス等への活用が挙げられ、「平成30年(2018年)を目標にそれまでの番号法の執行状況等を踏まえ、利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行うことを引き続き検討」とされたところとされています。</p> <p>また、電子行政タスクフォースにおいて、特に国民IDの観点から検討すべきテーマとして、マイポータル等における民間連携・民間活用の推進を取り上げ、検討を行うとされたところとされています。</p>
17	日本再生	【「国民の声」提案】 行政情報の有効な利活用のための情報連携基盤の構築	<p>国民の利便性の向上、行政および民間企業のサービスの向上や事務効率化、コスト削減を図る観点から、行政が保有する国民の情報(例えば住民基本台帳)について本人からの要請や事前の同意等により、民間による有効な利活用を推進するなど、官民で情報を連携するための基盤を構築すべきである。</p>	<p>現在、行政が保有する情報を連携する基盤がないため、国民(住民)・行政・民間企業に以下のような多大なコスト・時間・労力が発生している。</p> <p>例えば、生命保険会社に関する事務については以下の通り。 ①被災者に対する確実な保障の提供にあたり、被災者の死亡事実を確認し、正当な請求権者を特定する必要がある。生命保険会社が行政情報を確認し、正確な情報を迅速に把握することが可能となれば、保険会社から被災者に対する請求勧奨を行うことが可能となる。 ②迅速かつ確実な保険金等の支払にあたり、年金においては顧客が市区町村長証明印を受けた現況届を書面にて生命保険会社に毎年提出する必要があるが、高齢の年金受取人にとっては移動や郵送等の負荷がかかる。 ③契約期間が長期にわたる生命保険においては、顧客が転居や改姓等の変更届出を提出する必要があるが、届出がないために顧客の重要な連絡・案内等が送付された場合、顧客の属性情報の把握に多大な努力・時間がかかり、タイムリーな情報提供が困難となる。</p> <p>番号制度導入に関しても同様に、情報連携基盤について検討されているが、特に、金融機関等の国民生活に密接に関わる準公的な性格をおびる機関については積極的に情報の連携を認めるべきである。</p>		総務省							●	<p>1 法律上の手当て又は予算要求が必要</p> <p>住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)の本人確認情報を利用できる機関及び事務については、住民基本台帳法(住基法)に定められたものに限定されているとされています。</p> <p>行政が有する住民の住所等の情報を、住基法に基づいて民間事業者へ提供することについては住基法上認められていませんが、これは住基ネット導入に係る法案審議において、システムの安易な拡大を図らないよう付帯決議が行われていることなどを踏まえたものです。</p> <p>したがって、本人確認情報の民間利用については、住基法の改正が必要となりますが、住基法の改正にあたっては、十分な国民的な理解が必要です。</p> <p>なお、現在、政府において検討されている「社会保障・税番号制度」については、平成23年6月、「社会保障・税番号大綱」が決定され、「将来的に幅広い行政分野や、国民が自らの意思で同意した場合に限定して民間のサービス等に活用する場面においても情報連携が可能となるようセキュリティに配慮しつつシステム設計を行うものとする」と記載されているとされています。</p>
		戸籍簿の管理に関する規制明確化	<p>現行法令上は可能とされていることから、早期に具体的な基準を整備を行い、ICT利用促進を図ることが必要と史料</p>	<p>【概要】 戸籍簿管理のクラウド化については、現行法令上は可能とされているが、個別に各法務局に相談する必要があり、具体的な基準が不明確</p> <p>【効果】 自治体のICT開発・運用コストの低廉化に貢献し、ICT利活用推進をサポートするものと史料</p>	戸籍法(但し、「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会」(IT戦略本部)において一定の要件を満たす場合には現行法においても外部保管が可能であることが明確化されている)	法務省							●	<p>V 通達等による手当てが不要</p> <p>戸籍簿管理のクラウド化が具体的にどのような戸籍情報の管理方式を意味するかは必ずしも明らかではないが、庁舎から遠隔地で戸籍正本を保存する体制については、アクセス制限を設ける等して本籍地市区町村の下に戸籍正本の管理がされる体制を条件として、地方自治法に基づく複数の市区町村同士の事務委託方式等により、共通の戸籍サーバを利用することを認容した事例を示すなど、市区町村が遠隔地で戸籍正本を保存するに当たり、同様の条件として満たすべき一定の基準を示しています。</p>
18	日本再生	戸籍簿の管理に関する規制明確化	<p>現行法令上は可能とされていることから、早期に具体的な基準を整備を行い、ICT利用促進を図ることが必要と史料</p>	<p>【概要】 戸籍簿管理のクラウド化については、現行法令上は可能とされているが、個別に各法務局に相談する必要があり、具体的な基準が不明確</p> <p>【効果】 自治体のICT開発・運用コストの低廉化に貢献し、ICT利活用推進をサポートするものと史料</p>	戸籍法(但し、「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会」(IT戦略本部)において一定の要件を満たす場合には現行法においても外部保管が可能であることが明確化されている)	法務省							●	<p>V 通達等による手当てが不要</p> <p>戸籍簿管理のクラウド化が具体的にどのような戸籍情報の管理方式を意味するかは必ずしも明らかではないが、庁舎から遠隔地で戸籍正本を保存する体制については、アクセス制限を設ける等して本籍地市区町村の下に戸籍正本の管理がされる体制を条件として、地方自治法に基づく複数の市区町村同士の事務委託方式等により、共通の戸籍サーバを利用することを認容した事例を示すなど、市区町村が遠隔地で戸籍正本を保存するに当たり、同様の条件として満たすべき一定の基準を示しています。</p>

整理番号	分類	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管府省	抽出元			所管府省回答欄(※)				
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容	措置の概要(対応策)
19	日本再生	電子教科書の実現に向けた規制緩和	教科書や指導要録等をデジタル化・クラウド化することによる業務の効率化を図ることが可能となると共に、震災時の紛失等を防ぐことが可能となる	【概要】 現行の「教科書の発行に関する臨時措置法」は、紙の教科書を前提とした制度となっている。(教科書の表紙には「教科書」の文字を、末尾には、印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。)また、「学校において備えなければならない表簿」として、指導要録や学校に関係ある法令等が指定されている。 【効果】 教科書の電子化の促進により、児童生徒の個々の進度や学力に合わせた指導が可能となるなど、指導方法の改善が期待できる	・教科書の発行に関する臨時措置法 ・学校教育法施行規則	文部科学省				教科書の発行制度については、教科書の適正な発行・供給を図るために必要な措置を、教科書の発行に関する臨時措置法に定めており、元来、紙の図書を想定しています。 なお、教科書に準拠したものを含め、デジタル教材については、法令上「教材」として位置づけられており、現行制度の下でも、その学校での使用が制限されているわけではありません。 指導要録については、学校教育法施行規則第24条及び第28条により、その作成、保存、送付を行うこととされていますが、それらを情報通信技術を活用して行うことは現行制度上可能であり、このことは平成22年5月11日付け「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(通知)において周知しています。	教科書に関する臨時措置法、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する法律等	d 現行 b 対応(可) c 教科書に要録について)	I 法律 V 通達 等の手当による又は手は予算が要不要が不要(要録に要録について)	文部科学省においては、「教育の情報化ビジョン」(平成23年4月28日)を策定し、平成23年度以降、一人一台の情報端末や電子黒板、無線LAN等が整備された環境において、デジタル教科書・教材を活用した教育の効果・影響の検証、指導方法の開発、モデルコンテンツの開発等を行う実証研究を実施し、当該実証研究の結果等を踏まえて、著作権制度を含め、デジタル教科書に関する制度の在り方について検討を行うこととしています。 指導要録について書面の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは、「行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律」や、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する法律」等が整備されたことにより、現行制度上可能です。
20	日本再生	J-REITを活用した海外不動産投資促進のための海外投資不動産鑑定評価ガイドラインの緩和	・上記ガイドラインを緩和し、適正な鑑定評価が実施可能と認められる諸外国(現状8カ国・地域)については、海外の鑑定業者の評価のみをもって我が国でも利用可能とすること。 ・その他の国についても、我が国鑑定業者が適切と認める場合には、当該鑑定評価を我が国でも利用可能とすること。 ・上記の規制改革により、海外不動産の鑑定評価を取得しやすくなることから、J-REITを通じた海外不動産への投資が活発化することが想定される。 ・なお、昨年、海外市場に上場する諸外国のREITに対し投資を行う投資信託への資金流入が活発化していることから、我が国投資家の海外不動産への投資ニーズは相応にあるものと考えられ、その投資の受け皿としてJ-REITを活用することは、我が国金融資本市場の活性化に資するもの。	【概要】 ・J-REITに海外不動産を組み込むにあたっては「海外投資不動産鑑定評価ガイドライン」に基づく鑑定評価が必要。 ・当ガイドラインは、原則として海外の鑑定業者と我が国の鑑定業者が共同して鑑定評価を行う旨を定めている。これが海外不動産の鑑定評価の取得を困難ならしめ、ひいては海外不動産への投資を実質的に制限している。 ・また、事実上米国や英国など8つの国と地域での鑑定評価のみを適正な鑑定評価と定めているため、それ以外の国に所在する不動産への投資を実質的に制限している。 【効果】 ・成長著しいアジア諸国のオフィスビル等を組み込んだJ-REITの東京証券取引所への上場。 ・海外不動産からの投資収益による我が国金融資産の有効活用。不動産業、資産運用業等J-REIT関連産業の拡大と雇用創出が期待される。	・投資法人及び投資信託に関する法律第201条第2項 ・国土交通省「海外投資不動産鑑定評価ガイドライン」	金融庁 国土交通省			資産運用会社は、投資法人について不動産の取得又は譲渡が行われたときは、原則として、当該不動産の鑑定評価を、不動産鑑定士であって利害関係人等でないものに行わせなければなりません。 J-REITの運用対象資産に海外不動産を組み入れるにあたって必要となる不動産鑑定士による鑑定評価は、「海外投資不動産鑑定評価ガイドライン」に基づくことが必要です。 「海外投資不動産鑑定評価ガイドライン」では、不動産鑑定士が、海外現地で認定・公認された不動産鑑定評価基準に基づく現地鑑定士との連携・共同作業により、海外不動産の鑑定評価を行うことを原則とする旨規定しています。 なお、「海外投資不動産鑑定評価ガイドライン」別表に掲げられている8の国と地域は例示であり、それ以外の国又は地域を排除するものではありません。	・投資法人及び投資信託に関する法律 第201条第1項 ・国土交通省「海外投資不動産鑑定評価ガイドライン」	c 対応不可	IV 訓令 又は通達 の手当を必要とするもの	不動産の価格評価は投資家の投資判断に極めて重要であり、国内不動産に加えて海外不動産も組み入れたJ-REITについては、海外不動産の鑑定評価について、日本の鑑定評価との相違点も含めて投資家に対して情報開示する必要があります。このため、「海外投資不動産鑑定評価ガイドライン」においては、投資家保護及び鑑定評価の信頼性の向上の観点から適正な鑑定評価が行われるよう、一連の手続について示しているところであり、当該ガイドラインに則した鑑定評価が必要であると考えております。 また、当該ガイドラインが定められたことにより、J-REITによる海外不動産投資のための枠組みが整備されたとして、東京証券取引所においてJ-REITに対する海外不動産への投資制約の解除がなされたものです。 なお、J-REITに関しては、金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」において、資金調達手段の多様化を含めた財務基盤の安定性の向上や投資家からより信頼されるための運営や取引の透明性の確保等を図る観点から検討を進めることとされています。ご提案のJ-REITの海外不動産投資促進に関しても、海外不動産の取得スキームのあり方などについて、検討を進める予定です。	
21	日本再生	航空機製造事業法の適用基準の見直し	航空会社の分社子会社が国土交通大臣の認定を受けた事業場(認定事業場)で、親会社から受託したもののについては、航空会社の自家修理扱いと同様、航空機製造事業法の適用除外を要望する。	航空法第19条により、航空運送事業の用に供する航空機の使用者は、当該航空機について整備又は改造をする場合には、国土交通大臣の認定を受けた事業場(認定事業場)で整備又は改造等を行わねば、当該航空機を使用できない。また、航空機製造事業法第2条の2により、航空機等の製造又は修理を行う場合には、経済産業省令で定める軽微な修理や航空運送事業者等が自家修理を行う場合を除き、工場ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。施設・設備の新増設・廃止を行う場合にも、経済産業大臣への申請・届出が必要となる。 このため、航空会社は自社機の修理を実施しても自家修理扱いとなり航空機製造事業法の適用を受けないが、航空会社以外の関連会社等が、航空会社から航空機や装備品の整備を受託する場合、経済産業省主管の「航空機製造事業法」の適用を受ける。 航空会社の分社子会社の事業場が国土交通大臣の認定を受けている場合、当該認定事業場については、本来航空運送事業者が実施していた整備管理業務も実施しており、実体的には運送事業者機能を持った認定事業場であり、航空会社と一体不可分であるので、親会社からの受託した部分については、航空会社の自家修理扱いと同様、航空機製造事業法の適用除外として頂きたい。 なお、航空会社の分社子会社で国土交通大臣の認定事業場である場合には、航空機製造事業法の許可基準を満たしていると考えられることから、同法の適用除外についても問題は無いと考える。	航空機製造事業法	経済産業省			航空機等の製造又は修理の事業を行うとする者は、経済産業大臣の許可を受ける必要がありますが、航空運送事業者(※1)又は航空機使用事業者(※2)の自家修理及びこれに準ずるものとして新聞社等が自社が使用する航空機等について自ら行う修理については、許可を受ける必要はありません。 (※1)他人の需要に応じて航空機を使用し、有償で旅客又は貨物を運送する事業を行う者 (※2)他人の需要に応じて航空機を使用し、有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業者	航空機製造事業法第2条の2	f その他	-	御指摘の航空会社の分社子会社(以下「子会社等」)が航空法に基づく認定事業場である場合に、当該子会社等が親会社から受託して実施する修理事業を航空機製造事業法に基づく事業許可の適用除外とすることの可否に關しましては、航空法に基づく事業認定の基準と航空機製造事業法に基づく事業許可の基準との比較等が必要と考えております。そのため、まずは「認定事業場である場合には、航空機製造事業法の許可基準を満たしている」とされている提案者から直接お話を伺えればと思います。	
22	日本再生	航空機に搭載された無線装置の定期検査の簡素化	【閣議決定規制改革の概要】 航空機の無線機器の信頼度は日々向上しており、総合試験(飛行試験)により信頼性管理が十分に可能であることを考慮し、また、事業者負担の軽減の観点から、当該部品を機体から取り外す必要のある「電氣的特性の点検」の検査に関して、更なる簡素化の措置(定期検査内容の緩和、定期点検の延長措置等)について、実態の把握に努め検討、結論を得る。			総務省			(規制・制度改革に関する閣議決定事項に係る実施状況調査の結果) 国内における大半の航空事業者が所属する(社)全日本航空事業連合会に対し、航空機の無線設備の信頼性向上に関する実態調査依頼をしたところ。調査結果を分析して信頼性の向上傾向を確認した上で、「電氣的特性の点検」の更なる簡素化に向けた方向性について検討し、平成23年度中に結論を得る予定。					



整理番号	分類	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管府省	抽出元			所管府省回答欄(※)					
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容	措置の概要(対応策)	
23	日本再生	航空機に搭載すべき無線設備の追加	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航空機には、管制機関と通信ができる電話無線を2セット具備しなければならないが、現状の電波法においてはVHF式及びHF式の2方式のみしか認められていない。</li> <li>特にVHF式は洋上飛行の際は圏外となり、使用できなくなるため、国際線ではHF式を2セット搭載するしかない。</li> </ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>VHF・HF以外のSATCOM式等の使用も認めることで、事業者側の選択肢も増やしてほしい。</li> <li>国際線の場合、HF式以外の無線方式に偏るため、SATCOM式等のVHF・HF式以外の普選方式を導入することで、安全航行にも寄与されるものと思われる。</li> </ul>	<p>航空法施行規則147条第1号 電波法13条第2項、電波法施行規則12条第11項、航空機局の具備すべき電波(告示)第1項</p>	総務省				●	電波法施行規則第12条第11項の規定により、航空機局が送り及び受けることができなければならない電波として、義務航空機局の場合は、VHF帯及びHF帯の無線電話用周波数を具備することが求められています。一方、SATCOM方式の航空機地球局については、現状においても任意で航空機に搭載可能な無線機局です。	電波法施行規則第12条第11項、航空機局の具備すべき電波(郵政省告示第513号)、電波法関係審査基準(総務省訓令第67号)	b 検討	IV 訓令又は通達の手当てを必要とするもの	電波法関係審査基準(総務省訓令第67号)においては、航空法第60条並びに航空法施行規則第146条及び第147条を受けて最大離陸重量が5,700kg超の航空機はVHF帯及びHF帯の無線電話が2式必要としていますが、当該航空法関係規定の趣旨を踏まえ、電波法関係審査基準の改正を検討します。	
					国土交通省				●	航空法では、航行中いかなるときにおいても航空交通管制機関と連絡することができる無線電話を装備するよう義務付けています。 【航空法施行規則第147条第1号】	航空法第60条、航空法施行規則第147条第1号	d 現行制度下で対応可能	V 通達等による手当てが不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空法では、航行中いかなるときにおいても航空交通管制機関との連絡が可能かどうかという点にのみ着目しており、無線電話の種類については何ら指定していません。</li> <li>航行する空域を管轄する管制機関との連絡がSATCOMにより可能であれば、SATCOMを航空法第60条及び航空法施行規則第147条第1号に基づく無線電話として取り扱うことは差し支えありません。</li> </ul>	
24	日本再生	気象観測データの情報公開に関する規制緩和	<p>気象検定に関する規制を緩和し、気象観測の実施と情報の公開を可能とすること</p>	<p>【概要】</p> <p>気象観測データの活用について、国土交通省の検定を受けていない観測機による観測データの情報発信を行うことができない</p> <p>【効果】</p> <p>例えば(気象検定を受けていない)民間企業の観測する気象情報の情報公開が可能になれば、農家への気象情報の提供が可能となり、ICT利活用による農業生産性の向上に繋がるものと思料</p>	気象業務法	国土交通省				●	気象観測を行う者がその成果を発表するため、又は災害の防止に利用するために気象観測については、国土交通省令で定める技術上の基準に従うとともに、観測に用いる気象測器のうち正確な観測の実施及び観測の方法の統一を確保するために一定の構造及び性能を有する必要があるもの(温度計、気圧計、湿度計、風速計、日射計、雨量計及び雪量計)については、検定に合格したものを使用すべき旨義務付けています。(気象業務法第6条第2項及び第9条)	気象業務法第6条第2項及び第9条	d 現行制度下で対応可能	V 通達等による手当てが不要	<p>ご提案の内容が気象観測の成果を不特定多数の方に公表するものであったり、災害の防止に利用するものである場合には規制の対象となりますが、そうでない場合には規制の対象となりません。</p> <p>なお、畝の間又は苗木の間、建物又は坑道の内部等特殊な環境の気象を対象とする観測についても、規制の対象にはなりません(気象業務法施行規則第1条の4)。</p>

整理番号	分類	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管府省	抽出元			所管府省回答欄(※)				
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容	措置の概要(対応策)
25	日本再生	観光関連業に従事しようとする外国人への在留資格・就労査証の要件緩和	観光関連業に従事する活動(案内士、宿泊施設・観光施設における接客業務等)について、在留資格「人文知識・国際業務」に追加するか、新たな在留資格「観光」等を創設し、外国人就労者の在留を認める。また法令等に明文化されていない査証発給基準についても同様の運用を行う	【概要】 現状、在留資格「人文知識・国際業務」においては「外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動」として「翻訳、通訳、語学の指導」等が認められているが、インバウンド観光に従事するガイドや宿泊施設・観光施設従業者等は明文上広く認められたものとはなっていない 【効果】 インバウンド観光の振興を考える場合、日本国内における外国語への対応力はポトルネックの一つになるものと考えられる。また外国人が日本の何を魅力に思うかは、外国人の属する国の文化的基盤や感受性によって様々な差異を持つものと考えられ、観光業に従事する外国人の視点で日本の魅力を再発見し情報発信力を高めることや、サービス・ホスピタリティを向上させることは、大変有用であると考えられる。	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(上陸許可基準)	法務省			出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年十月四日政令第三百十九号) 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年五月二十四日法務省令第十六号)	d 現行制度下で対応可能	I 法律上の手当て又は予算要求が必要	「観光関連業に従事する活動(案内士、宿泊施設・観光施設における接客業務等)」が具体的にどのような活動に従事するものなのか提案内容からは明らかとなっておらず、いかなる点が現行制度において問題と考えているのか明確に記載されていないが、一般的に外国人のホテルマン、ホテルシェフ、ガイドについては、「人文知識・国際業務」や「技能」等の要件を満たせば、現行制度の下で我が国での在留活動が可能であるため、現行制度において既に対応可能となっている。		
						外務省			入管法	d 現行制度下で対応可能	V 通運等による手当てが不要	法務省により新たな在留資格が設定され、訪日を希望する外国人の日本における活動が当該在留資格に適合するのであれば、当該外国人に対して査証が発給されることとなります。そこで、当該提案事項本文中の「査証発給基準についても同様の運用を行う」とは「法務省の設定した査証発給に基づき査証発給を行う」という従来の査証発給業務と何ら相違点はなく、当課として特段の対応は必要ないと思料致します。		
						厚生労働省			出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年十月四日政令第三百十九号) 出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年五月二十四日法務省令第十六号)	d 現行制度下で対応可能	I 法律上の手当て又は予算要求を必要とするもの	「観光関連業に従事する活動(案内士、宿泊施設・観光施設における接客業務等)」に関し、一般的に外国人のホテルマン、ホテルシェフ、ガイドについては、「人文知識・国際業務」や「技能」等の要件を満たせば、現行制度の下で就労可能であると承知しています。		



整理番号	分類	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管府省	抽出元			所管府省回答欄(※)				
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容	措置の概要(対応策)
26	日本再生	放送事業に関する規制緩和	<p>・認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の放送対象地域の制限の緩和 / (現状)12地域→(要望)47地域まで</p> <p>・認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の放送対象地域の制限の緩和 / (現状)同一地域は不可→(要望)同一地域可能</p>	<p>【概要】国民の「表現の自由」を担保する為に、一の事業者が支配出来る放送局数を一に制限</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・系列局全てを持株会社傘下に置いた体制が可能になる</li> <li>・キー局同士の再編も可能になる</li> </ul>	<p>・放送法</p> <p>・総務省令「基幹放送の業務に関する表現の自由享有基準に関する省令」(マスメディア集中排除原則)</p> <p>・総務省令「基幹放送の業務に関する表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社に関する特例を定める省令」</p>	総務省				<p>放送法第93条第1項第4号では、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、一の者が複数の基幹放送事業者に対して支配関係を有することは原則できないことが規定されています(いわゆるマスメディア集中排除原則)。ただし、放送法第八章に規定される認定放送持株会社については、マスメディア集中排除原則の適用が緩和されており、認定放送持株会社が複数の地上基幹放送事業者を子会社化することが可能となっています(同法第162条)。</p> <p>子会社化できる地上基幹放送事業者の放送対象地域の数の上限については、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令(平成23年総務省令第83号)において12としており(第3条第1号口)、また、その放送対象地域は原則重複してはならないとしています(同号イ)。</p>	<p>・放送法(昭和25年法律第132号)</p> <p>・基幹放送の業務に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令(平成23年総務省令第83号)</p>	<p>○対応不可</p>	<p>1 法律上の手当て又は予算要求が必要</p>	<p>放送法では、放送が国民に最大限に普及されてその効用をもたらすとともに、健全な民主主義の発達に資するよう、放送の多元性・多様性・地域性を確保するため、いわゆるマスメディア集中排除原則が定められています。同原則は、従前はその具体的内容が全て総務省令に規定されていましたが、放送がその社会的役割を果たすために必要不可欠なルールであり、国会の議決を経た法律により規定し、原則として全ての基幹放送に適用すべきものとして、平成23年6月に施行された改正放送法においてその具体的内容の根幹部分が法定化されたところです。</p> <p>一方、今般提案のあった認定放送持株会社制度の見直し内容については、同原則を事実上撤廃するものであるため、こうした経緯を経て法律にその根拠と具体的内容が規定されたマスメディア集中排除原則の趣旨を踏まえ、その見直しについては基本的には慎重な判断を要すると考えます。</p> <p>また、認定放送持株会社制度は、経営の効率化、資金調達等のメリットを有する持株会社によるグループ経営を経営の選択肢とするために、同原則の一部緩和等を目的として、平成20年4月に施行された改正放送法において導入された制度です。</p> <p>同制度は、まだ導入後約4年しか経過しておらず、現時点では同制度を活用しているのは3社にとどまっており、関東広域圏を放送対象地域とするいわゆるキー局についても、全てがこの制度を活用している状況ではありません。</p> <p>また、これら3社の認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送事業者の放送対象地域の数についても、最大でと、現行で認められている上限の数12に達していないことから、直ちに見直しが必要な状況とは認識していません。</p> <p>このような認定放送持株会社制度導入以降の状況を鑑みれば、同制度の見直しは、時期尚早と考えます。</p>
27	日本再生	企画業務型裁量労働制に関する対象業務・労働者の拡大	<p>①「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」という業務制限を原則撤廃し、労使委員会で決議した業務であれば同制度を適用できるようにすべきである。</p> <p>②平12.1.1基発1号、平15.12.26基発1226002号により「対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが原則であること」とされているが、「常態として」を「主として」に改め、一部定型業務を行っているも大部分を裁量的業務に従事していれば同制度の対象として認めるべきである。</p>	<p>企画業務型裁量労働制の対象は、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある」業務とされ、かつ、詳細な規制が課せられている。</p> <p>業務の内容如何にかかわらず包括的な指示の下、業務遂行を自己裁量に委ねている労働者は増えており、現行の企画業務型裁量労働制の対象業務の範囲では狭すぎる。そこで、例えば、「個別の営業活動の業務」を企画業務型裁量労働制の対象としてはどうか。</p> <p>また、上記②については、「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」(2007年2月2日)において、「中小企業については、事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に主として従事する労働者について、企画業務型裁量労働制を適用することができることとする」とされており、大企業も含めて、制度見直しを行うべきである。</p> <p>このような見直しを行うことにより、自律的で自由度の高い柔軟な働き方の選択肢が広がる。</p>	<p>労働基準法第38条の4</p> <p>労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針(厚生労働省告示第353号)、平成12年1月1日基発1号、平成15年12月26日基発1226002号</p>	厚生労働省				<p>企画業務型裁量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業の運営に関する事項についての業務であること</li> <li>2. 企画、立案、調査及び分析の業務であること</li> <li>3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること</li> <li>4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること</li> </ol> <p>企画業務型裁量労働制については、使用者及び事業場の労働者を代表する者を構成員とする労使委員会を設置し、当該委員会がその委員の5分の4以上の多数による議決により法に定める事項に関する決議をし、かつ、使用者が当該決議を行政官庁に届け出た場合において、対象労働者になし労働時間を適用できることとなっています。</p>	<p>労働基準法第38条の4</p> <p>労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針(平成15年厚生労働省告示第353号)</p>	<p>○対応不可</p>	<p>1 法律上の手当て又は予算要求が必要</p>	<p>対象業務について事業の運営に関する事項に限定しないこととするのは、対象業務が遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があると考えられる業務以外に広がるおそれがあり、「事業活動の中核にある労働者が創造的な能力を十分に発揮するための環境整備を行う」という制度の趣旨に反するため、対応困難です。</p> <p>また、企画業務型裁量労働制の対象業務・労働者の拡大に関しては、「労働時間法制の在り方について」の一環として、労働政策審議会労働条件分科会において検討が行われ、平成19年2月2日に、労働政策審議会から「労働基準法の一部を改正する法律案要綱」について答申を得ました。その中で中小企業について一部定型業務を行っているも大部分を裁量的業務に従事していれば同制度の対象とすることができることとする内容を含んでいましたが、裁量労働制の改正に関する部分については、事務系労働者の働き方に関する労働時間制度の在り方について各方面から様々な意見が出される中で、これらの事項は落とした上で労働基準法の改正案を国会に提出し、平成20年12月5日に成立、平成22年4月から施行されています。</p>
28	日本再生	自由化業務における労働者派遣の受入期間制限の緩和	<p>自由化業務における受入期間の制限を緩和すべきである(例えば、現行の最長3年を5年に延長)。</p>	<p>現行では、自由化業務の派遣受入期間は、原則1年、労働者の過半数で組織する労働組合等の意見聴取を経た場合でも、最長3年までしか認められていない。このため、派遣労働者が希望する場合であっても、制限期間を超えて継続就業することができないため、派遣先の変更など、受入期間制限は派遣労働者にとっても必ずしも好ましい制度とは言えない。</p> <p>自由化業務における受入期間制限を緩和することで、派遣労働者がより安定して就労することが可能となり、また、派遣先にとっても有効な活用の幅が広がるなど、雇用機会の拡大が期待できる。さらには、派遣労働者の同一の仕事における習熟度を高めることにもなり、派遣先としても、より長期的な視点に立った能力開発を行うインセンティブになるなど、結果的に派遣労働者の安定的なキャリア形成につながる。</p> <p>昨年の「国民の声」おかしなルールの見直しに関する提案(集中受付)における趣旨の要望に対し、厚生労働省は、「直接雇用されるべき労働者の代替となる恐れがあるため」、期間制限の緩和は不適切と考えるとの回答を示している。しかし、働き方の多様化が進む中において、必ずしも、派遣就労が「我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼす恐れがある」とは言えない上、原則1年を超えた受入れに際しては、労働者の過半数代表からの意見聴取が求められることなどからも、期間制限を少なくとも5年程度延長することは問題ないとする。</p>	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2</p>	厚生労働省				<p>労働者派遣法では、労働者の雇用の安定を図るため、専門的な知識等を必要とする業務等を除き、労働者派遣に係る派遣受入期間が制限されています。</p> <p>この派遣受入期間制限については、原則1年ですが、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合等からの意見聴取を経て、最長3年まで延長することができます。</p>	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2</p>	<p>○対応不可</p>	<p>1 法律上の手当て又は予算要求が必要</p>	<p>労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など日本の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがあります。このため、労働者派遣事業は、臨時的・一時的な労働力の需給調整の仕組みとして位置づけられており、この担保の手段として、派遣受入期間については、派遣先で直接雇用されるべき労働者の代替となるおそれが少ない専門的な知識等を必要とする業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限を設けているところです。</p> <p>なお、派遣受入期間が最長3年とされているのは、労働政策審議会での議論を踏まえ、1年を超えても臨時的・一時的と判断できる期間の上限として設定されたものです。こうしたことから、派遣受入期間を緩和することは、派遣先で直接雇用されるべき労働者の代替となるおそれがあるため、不適当です。</p>



整理番号	分類	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	所管府省	抽出元			所管府省回答欄(※)				
							FU	国民の声	委員提案	制度の現状	該当法令等	分類	内容	措置の概要(対応策)
29	日本再生	専門26業務における「付随的業務」の範囲等の見直し	①業務取扱要領で示される「付随的」に行う業務の1割以下という制限を緩和すべきである。 ②専門26業務に関する疑義応答集において「付随的に行うものではない業務」として示されている解釈例を見直すべきである。 ③今般の東日本大震災における復興や、電力使用制限の際に伴う、付随的業務の弾力的な運用を容認すべきである。	①そもそも付随的業務を1割以下に制限する根拠が不明確であり、常用代替との防止の確保の観点も踏まえてもさらに一定程度の引上げは可能と判断する。 ②『専門26業務に関する疑義応答集』では、例えば、第5号業務の実施に伴うお茶のみや、郵便物の振り分けなどについては「専門業務にも付随的業務にも当たらない」として「全体として派遣可能期間の制限を受ける」とされているが、当該業務について、職場組織の運営上の必要性が認められるものについては付随的業務として認めていくことが求められる。 ③震災の影響等により、典型的な専門26業務が行えず、付随的業務の割合の増加や付随的業務にあたる業務に従事せざるを得ない場合が想定される。当該派遣労働者を休業させる等の措置に比して、当該予定された業務以外であっても一時的に派遣就業を継続することの方が、派遣労働者の雇用の安定にも資するものとなる。このような情勢に鑑み、一時的に、付随的業務の弾力的な運用が求められる。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2 労働者派遣事業関係業務取扱要領 専門26業務に関する疑義応答集	厚生労働省		●	●	労働者派遣法では、労働者の雇用の安定を図るため、専門的な知識等を必要とする業務等を除き、労働者派遣に係る派遣受入期間を制限しています。この専門的な知識等を必要とする業務の具体的な内容は、政令によって定められています。 また、業務取扱要領と専門26業務に関する疑義応答集は、労働者派遣法の規定に基づく労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる業務に関する解釈を示したものです。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条 労働者派遣事業関係業務取扱要領 専門26業務に関する疑義応答集	b 検討(一部d 現行対応可能)	I 法律上の手当て又は予算要求が必要	労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など日本の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがあります。このため、労働者派遣事業は、臨時的・一時的な労働力の需給調整の仕組みとして位置づけられており、この担保の手段として、派遣受入期間については、派遣先で直接雇用されるべき労働者の代替となるおそれが少ない専門的な知識等を必要とする業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限を設けているところです。 こうした現行制度の趣旨を十分に踏まえつつ、現在国会に提出している労働者派遣法改正法の施行後、労働政策審議会において、専門的な知識等を必要とする業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが異なる現行制度について、必要な見直しを検討していきます。 なお、震災の影響等により付随的業務の割合が増加した場合は派遣受入期間の制限の対象となりますが、派遣受入期間の制限の範囲内で労働者派遣を行うことは現行制度においても可能です。
30	日本再生	大規模小売店舗に対する都市計画法による用途規制の緩和	大規模集客施設の立地可能用途地域の拡充すべきである。	都市計画法の改正により、大規模商業施設の立地可能用途地域は、改正前の6用途地域(工業地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域)から3用途地域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域)へと制限された。 都市計画法改正の趣旨は、中心市街地の活性化であるが、これら出店規制が必ずしも中心市街地の活性化には結びついておらず、出店規制の緩和を要望する。	都市計画法第12条の5第4項 中心市街地の活性化に関する法律	国土交通省		●	●	広域的に都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模な集客施設について、商業地域等を除いて立地を一旦制限した上で、立地しようとする場合には都市計画の手続きを要することとし、当該手続きを経ることにより、地域の判断を反映した適正な立地を確保することとしています。	都市計画法第12条の5第4項 中心市街地の活性化に関する法律	d 現行対応可能	V 通達等による手当てが不要	平成18年のまちづくり3法の見直しは、広域にわたり都市構造やインフラに大きな影響を与えるような大規模な集客施設の適正な立地を誘導するため都市計画法等を改正したものです。 これらの制度の趣旨を踏まえ、広域的に都市構造やインフラに大きな影響を与える大規模な集客施設について、商業地域等を除いて立地が制限されることとなったものの、立地しようとする場合には地方公共団体の判断に基づいて、用途地域の変更、開発整備促進区の指定等の都市計画手続きを経ることにより対応可能です。
31	日本再生 復旧・復興	再々開発事業に向けた都市再開発法の見直し	再開発ビルの建替えが可能となるよう、都市再開発法を見直す。少なくとも、下記「規制・制度改革に係る方針」の決定内容に加え、「規制・制度改革に関する分科会第二次報告書」での指摘の通り、都市再開発法第3条第3項の「当該区域内に十分な公共施設がないこと、当該区域内の土地の利用が細分されていること等」の規定は「当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること」の例示であることを踏まえ、それ以外の当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であることの実態を把握するための調査を行うべきである。	都市再開発法(1969年制定)に基づく都市開発事業でできた再開発ビルのうち、30年以上前に事業完了した初期再開発事業のなかにはリニューアル・耐震補強の費用がかさみ、建替えを選択しなければならぬ再開発ビルが各地に見られ始めている(初期再開発事業等は全国で約300地区、ビル数で約860)。しかし、現行の都市再開発法では、再開発事業の施行区域の要件として、「当該区域内の土地利用が細分化されていること等により、当該区域内の土地利用が著しく不健全であること」とされているため、都市再開発法を活用した再々開発事業は困難とみられており、中心市街地の重要な地区に老体をさらすことになっている。元々そのような再開発ビルは都市計画で位置づけられ、まちづくりにとって重要な場所にあり都市のシンボルともなったビルであり、当該位置の重要性は変わらない。かかる地区で、まちづくり上重要なもの(中心市街地活性化法に基づき認定を受けた区域、都市再生特別措置法に定める緊急整備地域や密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づく防災再開発促進地区など)を再々開発事業地区として現行の再開発法に制度的な位置づけを行うなど、スムーズな事業展開が図れるようにする必要はある。 なお、昨年度提出した本件要望に対しては、「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日閣議決定)において、「過去に市街地再開発事業等により施行された地区の実態を把握するための調査を行い、調査結果を公表する。<平成23年度調査開始、可能な限り速やかに措置>」とされている。	都市再開発法第3条第3項	国土交通省	●	●	●	第一種市街地再開発事業は、施行地区内の権利者(土地所有者等)の権利を、権利変換の手法により、従後の施設建築物の一部等の権利に変換し、建築物、建築敷地及び公共施設を整備する事業です。 都市再開発法第3条において、第一種市街地再開発事業について都市計画に定めるべき施行区域とすることができる土地の区域の条件を規定しています。その条件の一つとして、同条第3号において、当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であることを定めており、当該区域内に十分な公共施設がないこと、当該区域内の土地の利用が細分されていることを例示しています。 近年、過去に市街地再開発事業等を実施済みの地区において、再度、市街地再開発事業の施行を検討している地区が見られることから、平成22年4月8日付け事務連絡において、都市再開発法に定める要件「土地の利用状況が著しく不健全であること」の適用については現行制度において対応可能であるため、幅広く相談していただくよう、地方公共団体宛に連絡し、関係団体向け周知しているところです。	都市再開発法第3条	d 現行対応可能	V 通達等による手当てが不要	ご提案の都市再開発法第3条第3号の適用の考え方に関しては、すでに平成22年4月8日付け事務連絡を発出し、地方公共団体へ提示しております。 市街地再開発事業を実施済みの地区において、再度、市街地再開発事業を実施する場合、地方公共団体と連携しながら、まちづくりの目標に照らして当該事業の必要性を明らかにした上で、都市計画への位置付け等を行い、認可権者である地方公共団体が「当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全である」と判断することが必要です。
32	日本再生	年金脱退一時金制度の見直し	年金脱退一時金制度が実態に即した制度となるよう見直すべく早期に検討を開始すべきである。	現行の年金脱退一時金制度では、外国人が帰国する場合に返還される一時金の額が被保険者期間が36カ月以上で固定され、36カ月を超えて納付した保険料が掛捨てとなることから、高度な外国人材が離日を考える一つの契機になっている。 36カ月という脱退一時金の上限は、制度設計時の外国人の在留期間などが考慮された結果であるとされている。しかし今後高度外国人材の受け入れを進めて行く中で、外国人の在留の長期化が予想される。現に、2009年には入管法が改正され、一度に付与される在留期間の上限が3年から5年に伸張される(2009年7月15日から3年以内に施行)などが在留資格の面でも在留の長期化に向けた制度が構築されている。脱退一時金についても、外国人の在留の長期化に沿った制度の見直しに着手すべきである。	厚生年金保険法附則第29条	厚生労働省		●	●	我が国の年金制度は、一定の要件を満たした者については国籍に関わらず等しく適用されており、老齢のみならず障害や死亡のリスクについても保障の対象とされています。日本での滞在期間が短い外国人の方について保険料納付が老齢給付に結びつかないという問題は、本来的には社会保障協定の締結により解決すべき問題ですが、このような解決が図られるまでの間の臨時的かつ暫定的な特例措置として、外国人の方に対する脱退一時金制度を設けております。	厚生年金保険法附則第29条	b 検討	I 法律上の手当て又は予算要求が必要	日本での滞在期間が短い外国人について、受給資格期間が満たせず老齢給付に結びつきにくいという問題については、まずは、保険料の掛け捨て問題を解消し得る二国間での社会保障協定の締結により解決すべきものと考えております。 社会保障協定による解決が図られるまでの特例措置として、脱退一時金制度が設けられておりますが、脱退一時金の対象期間の上限は、我が国に在留する外国人全体の滞在期間の実態(脱退一時金の支給対象となる出国者のうち滞在期間3年以上の者の割合は約80%(平成22年版法務省出入国管理統計年報))や、日本人については、制度からの中途脱退を理由とした給付は一切なされないこととの均衡等を考慮して定められているものです。 一方、民主党のマニフェストにおいて、年金制度を例外なく一元化し、職種を問わず、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」や、消費税を財源とする月額7万円の「最低保障年金」を創設することを示しているところであり、政府としては、現行制度のあり方とともに、新制度の具体的な制度設計について、民主党での検討を踏まえて検討を進めてまいります。